

# 新潟ビルディング協会会則

新潟ビルディング協会

## 目 次

|     |                |       |
|-----|----------------|-------|
| 第1章 | 名称及び事務所.....   | - 1 - |
| 第2章 | 目的及び事業.....    | - 1 - |
| 第3章 | 会 員.....       | - 1 - |
| 第4章 | 役 員.....       | - 2 - |
| 第5章 | 事 務 局.....     | - 2 - |
| 第6章 | 会 議.....       | - 2 - |
| 第7章 | 会計及び事業年度.....  | - 3 - |
| 第8章 | 会則の改廃及び除名..... | - 3 - |
| 附   | 則.....         | - 3 - |

## 第1章 名称及び事務所

( 名 称 )

第1条 本会は新潟ビルヂング協会と称し、事務所を新潟市内に置く。

## 第2章 目的及び事業

( 目 的 )

第2条 本会は、ビルヂング業界の発展と会員相互の親睦をはかることを目的とする。

( 事 業 )

第3条 第2条の目的を達するために次の事業を行う。

- (1) ビルヂング事業の運営・経営に関する調査研究。
- (2) 会員相互の連携・啓発・情報交換。
- (3) その他本会の目的達成に必要な事項。

## 第3章 会 員

( 会 員 資 格 )

第4条 本会の会員は、正会員、賛助会員及び特別会員とする。

- 2 正会員となる資格は、新潟県内にあるビルの所有者又はその管理者とする。
- 3 前項のほか、正会員が推薦し、役員会が適当と認めた者を正会員とすることができる。
- 4 賛助会員は、本会の目的に賛同し、本会の事業に協力する個人又は法人とする。
- 5 特別会員は、本会に功労のあった者又は学識経験者で、役員会で推薦された者とする。

( 入 会 )

第5条 本会に入会するときは、会員の紹介又は推薦により、役員会において審議し、その承認を受けなければならない。

( 届 出 )

第6条 本会の会員は、代表者または代理者の氏名、ビルの建築内容及び運営の内等、本会所定の様式により届出なければならない。代表者または代理者を変更したときも同じ。

## 第4章 役員

### (役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

### (役員を選出)

第8条 役員は、総会において会員中より選出する。

### (役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、重任は妨げない。

- 2 役員に欠員ができたときは、総会において補充する。
- 3 補欠として就任した役員任期は、前任者の残存期間とする。

### (役員任務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その代理を務める。
- 3 理事は、役員会の方針に基づき会務を分掌する。
- 4 監事は、本会の会計監査にあたる。

### (相談役)

第11条 相談役は、本会が必要とするとき、総会の決議をもって置くことができる。

### (代議員)

第12条 社団法人日本ビルディング協会連合会の代議員は、別に定める代議員選挙管理規程に基づき、選出する。

## 第5章 事務局

### (事務局)

第13条 本会に事務局を置き、事務局長と職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、役員会に諮り、会長がこれを委嘱する。

## 第6章 会議

### (会議)

第14条 本会の会議は、総会、例会、役員会とする。

- 2 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 3 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要に応じて臨時総会を開催する。
- 4 総会、例会並びに役員会は、必要に応じ会長が招集する。
- 5 総会、例会、役員会の議長は会長が当たる。
- 6 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数で可否を決し、可否同数のときは、議長が裁定する。

#### ( 委 員 会 )

第15条 会務の円滑なる運営をはかるため、特定会務を担当する委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、会長の指示を受け、担当の会務を処理する。
- 3 委員会の構成は役員とし、必要に応じ、会員を加えることができる。

### 第7章 会計及び事業年度

#### ( 経 費 )

第16条 本会の経費は、会費、臨時会費、臨時賦課金、寄附金、その他の収入をもってあてる。

#### ( 会 費 )

第17条 本会の会費は、別に定める規定による。

#### ( 事 業 年 度 )

第18条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第8章 会則の改廃及び除名

#### ( 会 則 の 改 廃 )

第19条 本会の会則は、総会の決議により、改廃することができる。

#### ( 除 名 )

第20条 本会則に違反又は本会に不利益になる行為があったときには、総会に諮り、これを除名することができる。

#### 附 則

本会則は昭和44年4月1日より実施する。

昭和55年5月8日改正。

昭和 5 9 年 4 月 2 6 日改正。

平成 5 年 4 月 1 6 日改正。

平成 1 5 年 4 月 2 4 日改定。

平成 2 1 年 4 月 2 1 日改定。

平成 2 5 年 5 月 2 1 日改定。

平成 3 0 年 5 月 1 4 日改定。

平成 3 1 年 2 月 7 日改定。